

第39回あいべつ「きのこの里」フェスティバル 出店要領

1. 出店の種類及び出店料（テント1張又は1団体）

【一般出店】

- ① 町内に営業拠点がある 又は 愛別町民で町外に営業拠点がある 10,000円/張
- ② 町内に活動拠点がある生産者団体・地域活動団体 10,000円/張
- ③ 官公庁、社会福祉法人、NPO団体 無料
- ④ 実行委員会の趣旨に基づいており、特に認めたもの 10,000円/張

（出店料の一部又は全部を減免する場合があります）

【特産出店】

- ⑤町内在住者（団体）による町内で生産もしくは加工されたもの 5,000円/団体

【移動販売車（キッチンカー）】

募集台数：9台以内 1台 10,000円

※応募多数の場合は、次の⑥～⑨の順及び販売品目を考慮し実行委員会で決定

- ⑥営業基地が愛別町内にある ⑦当フェスティバルに出店歴がある
- ⑧愛別町内で出店歴がある ⑨営業基地が愛別町近郊

※営業基地→発進前の準備及び帰着後の後始末など営業の管理的業務を行う場所

2. 電気設備料

電気設備を使用するテント1張につき 1,000円

（キッチンカーの電源は、各自でご用意ください）

3. 出店料及び電気設備料は、実行委員会の指定する日までに前納してください。

4. 出店日時

令和7年9月7日（日） 午前10時～午後2時30分 愛別町農村公園内

5. 出店申込み

募集締切：令和7年6月30日（月） 17時必着

提出書類：出店申込書（①及び②）

提出先：愛別町産業振興課（ご持参・郵送・メールのいずれか）

ご持参又は郵送：078-1492 愛別町産業振興課

メール：kinokonosatofes@yahoo.co.jp

6. 出店上の留意点

- ①暴力団又はそれに類似する者の出店及び名義貸しによる出店は、一切お断りします。
- ②出店要領に該当しないもの及び実行委員会の趣旨に基づかないもの等の理由で出店が認められない場合のみ、7月10日までに通知いたします。
- ③出店全般に関することについては、実行委員会の案内、指示に従い、出店場所については実行委員会に一任願います。
- ④販売品目
 - ・ 出店申込書にて、事前に申告をしてください。（変更時、随時報告）
 - ・ 一般出店で販売する飲食物については、可能な限り販売物の原材料に愛別町産の農産物（米、きのこ、野菜など）を使用したもの1品以上の販売にご協力ください。
- ⑤飲食物を販売する方は、上川保健所にて必要な営業許可等の申請を行ってください。また、食中毒が懸念される事から衛生管理には十分ご留意ください。
- ⑥出店に関する設備について、実行委員会ではテント及び移動販売車以外の電気設備（コンセント）のみ、用意します。（テントの持ち込みは、要事前連絡）
- ⑦機材等の搬入搬出等
 - 準備…9月6日午前（テント設営にご協力ください）
 - 搬入…9月6日午後～9月7日午前9時
 - 搬出…9月7日午後3時以降
- ⑧会場の愛別町農村公園の駐車場には、準備及び後片付けに係る機材の搬入搬出時以外は駐車できません。実行委員会が指定した出店者駐車場に駐車してください。
- ⑨芝生の養生について、農村公園の芝生保護のため、公園内の指定場所以外への車両の進入はできません。また、直火の禁止及び油飛び、汚れ防止に十分配慮願います。
- ⑩電気製品及び火気器具を使用する出店者は出店申込書にて事前に申告をしてください。なお、業務用消火器をご用意ください。
- ⑪事故防止及び責任
 - ・ 出店者が販売した商品に対する責任は出店者に帰属し、出店者自身の行為により発生した事故については、当該出店者の責任となります。
 - ・ 実行委員会は風水害などの天災、その他の不可抗力の原因により、開催時間の変更又は開催の中止をする場合があります。また、実行委員会は、これによって生じた出店者及び関係者の損害を補償しません。
- ⑫売上報告書を9月30日までに提出してください。